公募型見積合わせの執行について

令和８年 11 月 24 日

大阪市淀川区長　古川　吉隆

淀川区役所公募型見積合わせ実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり公募型見積合わせを執行する。

１．見積合わせに付する事項	
（１）公告日	令和８年 11 月 24 日
（２）案件番号	８－１１－２５
（３）案件名称	地域安全対策事業用防犯鉛筆・消しゴムセット（その２）　買入
（４）数量・特質・納入又は履行期限納入又は履行場所	別紙仕様書のとおり
２．参加申し込み等	
（１）提出書類	**物品供給等見積書（以下「見積書」とする）**
（２）提出書類の交付場所	見積書については、ホームページにて配布
（３）見積書提出期間	**令和８年 11 月 24 日（火）～令和８年 12 月３日（木）午後３時まで** **（持参の場合は、区役所開庁時間内に限る）**
（４）見積書提出方法	記入要領に従い作成した見積書を、下記提出場所に見積書提出期間の間に持参又は送付若しくは FAX により提出すること。 ※郵送・FAX の場合は見積書提出期間内に到着した場合のみ有効とする。 ※FAX の場合は総務課まで到達確認を行うこと。 到達が確認できない場合の不利益は参加者が負うものとする。 ※内訳明細書、仕様書の添付・割印は不要とする。
（５）見積書提出場所	淀川区役所総務課　大阪市淀川区十三東２－３－３　淀川区役所５階 FAX　０６－６８８５－０５３４
３．参加資格等	
（１）参加資格	①令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「01：事務用品・機器」で登録していること。 ②入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 ③淀川区役所公募型見積合わせ実施要綱第４条各号に該当していること。 ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。 ⑤地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。 ⑥本件については、上記、有資格者名簿において「企業の区分」を「大」以外で登録していること。
（２）参加資格審査資料提出期間	今回、参加資格審査資料の提出はありません。
（３）参加資格審査資料提出場所	今回、参加資格審査資料の提出はありません。
４．質問事項の受付・締切・回答	
（１）仕様書の内容に関する質問	公告日から３開庁日目（公告日含む）の午後５時までに質問書（任意書式）を FAX・電子メールいずれかの方法により提出すること。回答は質問受付期限の翌々開庁日までにホームページに掲載する。 質問書提出先：「５．仕様書の内容に関する質問先」に記載の問い合わせ先 回答掲載URL： http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/category/3263-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html
（２）公募型見積合わせの手続き等に関する質問先	淀川区役所総務課　大阪市淀川区十三東２－３－３　淀川区役所５階 電話　０６－６３０８－９９２７　（担当：冨田）

５.仕様書の内容に関する質問先	
淀川区役所総務課	大阪市淀川区十三東２－３－３　淀川区役所５階 FAX ： ０６－６８８５－０５３４ Mail： tl0001@city.osaka.lg.jp　　（担当：冨田）
６．契約条項を示す場所	
淀川区役所総務課	大阪市淀川区十三東２－３－３　淀川区役所５階
７．発注担当	
淀川区役所市民協働課	大阪市淀川区十三東２－３－３　淀川区役所４階　（担当：表西・松本）
８．その他事項	
（１）公募型見積合わせの参加申し込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 （２）大阪市契約規則第 37 条の第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。 （３）見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 （４）決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 （５）契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。	